

大月地区社会福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、大月地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、大月市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と連携を密にしながらか、共助社会の構築を目指すため、大月地区（駒橋・御太刀・大月・沢井・下花咲・上花咲・富士見台）における住民や関係団体が相互に連携・協力し、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、大月地区に居住し生活する者及び本会の趣旨に賛同して入会する団体を会員とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区内の福祉課題の調査・企画及び事業の推進
- (2) 地区内の関係機関・団体との連絡調整
- (3) 地区住民の福祉意識の啓発と福祉教育の推進
- (4) 市社協における事業の推進と協力
- (5) 各種募金活動の実施協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名（事務局長兼務）
- (3) 理 事 12名以内（うち、会計兼務1名）
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 委 員 30名以内
- (6) 監 事 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。複数期間（2期以上）在任できる方が望ましい。

3 補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第6条 役員選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び会計は、理事の中から互選により選任し、役員会の承認を得る。
- (2) 理事は、各区会から推薦のあった者（1～2名）をもってあてる。
- (3) 常任理事は、理事経験者で、会長・副会長から推薦があり、理事会の承

認を得た者とする。

(4) 委員は、各区長と民生委員児童委員、ボランティア、公民館、老人クラブ、障害者団体、消防団及び学校関係者等の代表並びに学識経験者をもってあてる。

(5) 監事は、会員の中から理事会で選任し、役員会の承認を得る。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し市社協と連携をとり、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、事務局長を兼務し、会長の命を受け会務を処理する。

(3) 会計は、会計事務を処理する

(4) 理事は、各地区の会員の意思を反映して、事業の企画、運営並びに会員相互の連携を図る。

(5) 常任理事は、福祉の経験を生かし、会長・副会長及び理事を補佐する。

(6) 委員は、所属団体の意思を反映して、事業の企画、運営にあたる。

(7) 監事は、会計を監査し、役員会において監査報告をする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会及び役員会において助言を与えることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、理事会及び役員会とし、いずれも会長が招集し、議長はその都度互選とする。

2 理事会及び役員会は、定数の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 理事会及び役員会において会長が必要と認めたときは、役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(理事会)

第10条 理事会は、第5条に規定する会長、副会長、理事及び常任理事をもって構成し、事業の企画、実践を行うとともに、役員会に提出すべき案件の処理をする。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 役員を選任に関すること。

- (2) 事業計画、報告及び収支予算、決算に関すること。
- (3) 会則の制定、改廃等に関すること。
- (4) 役員会において特に重要と認めた事項。

(会費・活動費)

第12条 会費は、会員1世帯当り年額500円、活動費は会員1世帯当り年額100円とする。ただし、生活保護世帯及び会長が認めた者については免除することができる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年5月8日から施行する。
- 2 この会則により選任された最初の役員任期は、第5条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする

附 則 (平成28年4月23日)

この会則は、第12条の会費の変更を行うもので、平成28年4月23日に公布し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月28日)

この会則は、第9条の会議の変更を行うもので、平成30年4月28日から施行する。

附 則 (平成31年4月20日)

この会則は、第5条の役員の変更を行うもので、平成31年4月20日から施行する。

附 則 (令和3年3月28日)

この会則は、第5条の役員の変更を行うもので、令和3年3月28日から施行する。

附 則 (令和5年3月25日)

この会則は、第5条の役員、第6条の役員を選任、第7条役員職務、第10条理事会の変更を行うもので、令和5年4月1日から施行する。